

久留米市奨学金代理返還支援制度導入奨励金 申請の手引き

(申請期限内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します)

令和8年7月1日

久留米市雇用・就労推進協議会
(事務局：商工観光労働部労政課)

1 制度概要

久留米市雇用・就労推進協議会（以下「協議会」という。）は、物価高騰の影響を受けている市内事業者の「奨学金代理返還支援制度」（以下「代理返還支援制度」という。）の導入を促進することにより、従業員の経済的負担の軽減を通して、当該事業者の人材の確保と定着を図るため、代理返還支援制度を新たに導入した市内中小企業者等に30万円の奨励金を交付します。

（1）対象事業者

次の要件を全て満たす中小企業者等

- (ア) 久留米市内に本店もしくは本社を有する者であること。
- (イ) 市税の滞納がないこと。
- (ウ) 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者である従業員等が1名以上いること。
- (エ) 国、県又は市町村が出資により権利を有する事業者でないこと。
- (オ) 同一年度内において、他の代理返還支援制度導入にかかる交付金等を交付されていないこと。
- (カ) 交付決定を受けた日から5年以上、代理返還支援制度を継続して実施する意思があること。

【中小企業者等の範囲】

「資本金の額又は出資の総額」「常時雇用する従業員の数」のいずれかを満たせば該当します。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時雇用する従業員の数	
製造業その他	3億円以下	300人以下	
卸売業	1億円以下	100人以下	
小売業	5千万円以下	50人以下	
サービス業	5千万円以下	100人以下	
政令 指定 業種	ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ 及びチューブ製造業並びに工 業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業・ 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

（2）対象事業・交付額

事業	要件	交付金額
奨学金代理返還支援 制度導入事業	(1) 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に代理返還支援制度の申込を行っていること。 (2) 機構の奨学金を対象とする代理返還支援制度を就業規則等で定めていること。 (3) 代理返還支援制度導入を社内に周知し、外部に公表していること。	30万円

(3) 申請期限

必要書類をご準備の上、令和8年2月19日(金)までにご申請ください。
ただし、期間内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します。

(4) 申請手順

(ア) 事前相談

※令和8年4月1日～6月30日の間に、代理返還支援制度を導入した場合を除き、事前相談がない場合は交付申請を受付できませんのでご注意ください。

(イ) 代理返還支援制度を導入

- ・ 機構に代理返還支援制度を申込み
- ・ 就業規則、賃金規定等の規定整備
- ・ 外部及び社内への制度導入に関する周知

(ウ) 奨励金の申請

(エ) 申請内容の審査

(オ) 奨励金の支給・不支給の決定

(5) 申請に必要な書類

(ア) 奨学金代理返還支援制度導入奨励金交付申請書(第1号様式)

(イ) 誓約・同意書(第2号様式)

(ウ) 暴力団排除等に関する誓約書(第3号様式)

(エ) 役員等調書及び照会承諾書(第4号様式)

(オ) 市税の滞納がないことを証する書類

(カ) 法人等の登記事項証明書の写し、個人事業者は確定申告書の写し

(キ) 雇用の実態(被雇用者を雇用保険に加入させていること)が確認できる書類

労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(雇用保険の納付が確認できる申告書)【事業主控】
(直近のもの)

(ク) 機構の代理返還支援制度を導入したことが確認できる書類

以下の①②いずれも提出すること

① 機構に代理返還支援制度を申し込んだことが確認できる書類

代理返還支援制度の申込後、機構からユーザーID・パスワードが記載された書類が送付されますので、その書類の写しを提出してください。ユーザーID・パスワードは黒塗り等の処理をお願いします。

② 代理返還支援制度の導入内容を定めた就業規則、賃金規定等

(ケ) 機構の代理返還支援制度を導入したことを社内に周知し、外部に公表したことが確認できる書類

(コ) 振込先口座を記載した請求書

(6) 申請方法

直接持参又は郵送

(7) 申請書類提出先・問合せ先

〒830-8520

福岡県久留米市城南町15番地3

久留米市雇用・就労推進協議会事務局（久留米市役所商工観光労働部労政課内）

TEL：0942-30-9046 FAX：0942-30-9707

MAIL：rousei@city.kurume.lg.jp

(8) その他

- (ア) 奨励金の交付を受けた事業者に対して、市が行う事業者支援に関する広報活動及び調査にご協力いただくことがございます。
- (イ) 対象事業者の要件に該当しない事実や不正等が疑われる場合は、申請者に対して、追加で資料の提出、報告を求めることがございます。
- (ウ) (イ)の結果、補助対象事業者の要件に該当しない事実や不正等が明らかであると判明した場合は、奨励金の不交付を決定し、または交付決定を取り消します。既に奨励金の交付を受けている場合は、返還をお願いすることとなります。